

# 『青森県史資料編 中世3 安藤氏・津軽氏関係資料』

大石 直正

本書は、平成十六年三月発行の『資料編 中世1 南部氏関係資料』につづく、青森県史としては二冊目の中世史料集である。先ずは目次によってその内容を示せば、次のごとくである。

第I部 東北大学付属図書館所蔵秋田家史料

第II部 安藤（安東）・秋田氏関係資料

第III部 津軽氏・浪岡北畠氏関係資料

第IV部 北奥関係寺社所蔵資料

A 四版七六五頁。収録されている史料は七五九点である。吉川弘文館の『国史大辞典』よりは小さいが、平凡社の『日本歴史地名大系』や小学館の『日本国語大辞典』のような大型の辞典なみの大きさである。

第I部は、津軽安藤氏の子孫である近世大名秋田家に伝えられ、現在は東北大学付属図書館に所蔵されている古文書・系図、それに有名な「十三湊新城記」および「鷹飼秘事集」と題された書物からなる。文書の中でもっとも古いのは、天正五年（一五七七）と推定される織田信長朱印状写である。宛所は欠けているが、秋田愛季と推定され、すでに津軽を離れた後のものである。それ以前の津軽安藤氏時代の文書は一通も存在しない。また天正十八年（一五九〇）〜慶長七年（一六〇二）の文書二二〇点余は『資料編近世I』に収録されていて、本書に収録されているのはその残りである。それでも史料の点数は二〇五点を数え、本書

の中では最大の史料群である。

中でも近世大名としては初代の秋田実季の、長文の書状がかなりの部分を占める。近世大名秋田氏の初代の実季が、家の系譜の探究に異常ともいえるような情熱を燃やしていたことは周知のところである。この書状も主としてそのことに関わる。本書収録の秋田家文書は近世初頭から振り返った中世安藤氏・秋田氏関係文書ともいうようなものである。

この第I部の特色は、秋田家文書中に存在する宸翰・公家消息・武家書状などの蒐集品九五点を採録したことであろうか。秋田氏の大名としての地位を飾るために、江戸時代にあつめられたもので、直接は青森県の中世や秋田家の家の歴史に関係するものではない。中世にさかのぼって家の歴史を語る文書を、一通も持っていない秋田氏にとっては、これらの「名品」の蒐集は、単なる骨董趣味とはいえない、家の系譜についての異常な関心と同じところから来る、切実な要請に基づく行為であったのかもしれない。だが「名品」も活字にしてしまえば、それほど重みはない。収録にあたっては、どんな議論があつたのだろうか。

第II部は安藤（安東）・秋田氏関係資料と題され、一、二、三の三章からなる。解題を含めて三一七頁。本書の中ではもっとも頁数も多く、中心をなす部分である。そのうちの第一章は安藤（安東）氏・秋田氏の一族および家臣の家に伝えられた史料で、「八戸湊文書」「湊学氏所蔵秋田湊文書」「秋田藩家蔵文書」などの、これまでもよく知られていた文書群の他に、わずか一点の「佐々貴文書」にいたるまでの文書が、伝来・所蔵者別に収録されている。

中でも「八戸湊文書」「秋田湊文書」は、戦国期の安藤（秋田）氏へ

の最上・土佐林・大宝寺・越後上杉・朝倉氏、さらには細川氏などからの来信が主たるもので、主家の秋田家の戦国期の文書が失われてしまった現在、たいへん貴重なものである。戦国期の秋田氏がその中にいた政治世界の広がりが見え、古文書としての見応えもある。

第二章は神社に伝えられた安藤氏・秋田氏の関係史料で、1. 著名な「諏訪大明神画詞」や、2. 安藤氏が外護者であったことで知られている若狭小浜の羽賀寺の文書などが収録されている。ただし「諏訪大明神画詞」は鎌倉時代末のいわゆる安藤氏の乱の記事だけの抄録。これに対して「羽賀寺文書」は、「奥州十三湊日本将軍安倍康季」による修造の事実を記す「羽賀寺縁起」四点をはじめ、九〇点の文書を収載する。しかしそのうちの戦国期の文書は羽賀寺自身の関係文書であって、直接、安藤氏に関係するものではない。一方、近世初期の文書は秋田実季をはじめとする大名秋田氏の書状である。

この他にこの章に収められている史料は、3. 安藤（秋田）氏にしたがって檜山から三春に移ってきた真照寺に伝えられた聖経類、4. 高野山金剛院の「秋田家過去帳」、5. 小浜市の本境寺文書七通、6. 広島県安芸津町の浄福寺に伝わる大般若経卷三九九の奥書、7. 天正十五年の「奥州秋田城主安東藤太郎愛季」の位牌があったという記述がある泉州久米田寺隆池院の由緒書、8. 『華頂要略』所収文書六点である。

3 の一つ『瑜祇経口伝』の「応安五年八月廿八日、於奥州津軽中里寺談義所書之畢、」という奥書、6 の「応安四年三月十九日」「右筆奥州津軽末十三湊住呂仏子快融」という奥書が近年の新知識で、本書の目玉の一つである。また5の若狭小浜の本境寺文書は、直接、安藤氏に係す

るものではないが、港町における寺院の役割を示す興味ふかい史料である。

次の第三章は「安藤（安東）・秋田氏関係書上・由緒書」と題され、1. 「寛永諸家系図伝」所収秋田家系図、2. 三春藩秋田家世臣譜、3. 秋田実季公御一代記、4. 秋田実季・最上義光対決之次第の四点からなる。3. 4. は、三春町歴史民俗資料館所蔵の橋元家文書中のもので、これまで秋田家文書中の「湊檜山両家合戦覚書」「秋田最上両家合戦覚書」として利用されてきた記録の異本で、かつそれよりも良質の写本と判断されるものであるという。この記録の成立事情については、解題にやや詳細な考証が記されているが、新たにこの異本を利用することによって何が明らかになるかは、今後の楽しみというところなのであろう。

2 の世臣譜には三一家の家譜が収められている。わずかに薦土秋田氏が潮潟安東氏からの系譜を伝えるが、他には秋田以前の系譜を伝えるものはない。家臣にとつては現在の主人との主従関係が重要なのであるから、それ以前に遡って家の歴史を詮索する必要はあまりない。しかしこれは後出の津軽藩家臣の「由緒書上」がしばしば糠部時代に遡ると対照的である。秋田氏と津軽氏の生い立ちの違いがそこにも隠されているのかもしれない。

第三部は津軽氏・浪岡北畠氏関係資料である。その一、は津軽氏関係資料で、1. 国文学研究資料館所蔵津軽家文書、2. 早稲田大学図書館所蔵文書、3. 弘前市立博物館所蔵文書、4. 東京大学史料編纂所影写本「津軽文書」、5. 「寛永諸家系図伝」所収津軽家系図が、その内容である。いずれもそのすべてを掲載するのではなく、戦国時代以来の津

軽氏の系譜に関する史料の抄録である。

1. では永享六年（一四三四）と宝徳三年（一四五二）の後花園天皇口宣案、2では永享元年ないし七年のものと推定される古河公方足利高基書状が、それぞれ最初のところに収録されている。これらの文書は従来、津軽家の先祖に宛てられたものといわれてきたが、そうではなく、津軽家の系譜にはまったく関係のない文書で、前者については文書それ自体にも疑問があることが、解題において述べられている。その通りかと思うが、それは文書の収録自体を疑問視させることのようにも思われる。

秋田氏の場合も津軽氏の場合も、中世にさかのぼる家伝の文書をほとんど所有していない。多くの文書を伝来している南部氏の場合とは大きく異なるところである。津軽氏や安藤氏の歴史はその事実から出発して、復元する必要があるであろう。

それを補うものの一つが、二の津軽氏関係書上・由緒書で、ここには阿部勇藏家由緒書ほか四点の由緒書が収録されているが、1. の津軽家文書の中にも、これらの書上をもとに弘前藩において文化三年（一八〇六）に作成された家臣・町人・職人などの「由緒書抜」がある。その「職人并町人由緒書抜」の中には、もと讃岐高松のもので、「十三湊江年々商船乗廻」、「渡世していたが、天正十三年に呼び出されて仕えたというもの」、「攝州兵庫之浦出生之者」、「越後より天正・文禄之頃、お国表江年々茶商売にて罷下」つていたという者などがいて、興味深い。

二にはこの他に寛文四年（一六六四）に高屋浄久が記した津軽為信一代記ともいべき「東日流記」も収録されている。「御代々之義承覚候

趣、可申上候旨、被 仰付候二付、則一冊書記、奉差上候」という奥書をもつ書物で、津軽為信没後半世紀のものである。

次の三は浪岡北畠氏関係資料であるが、もともと数少ない関係史料の中から、「記録編」「諸家文書編」収録予定の「永禄日記」「浪岡御所天文記」や「言継卿記」「歴名土代」などの中央の記録に散見する記事を除くと、のこる史料はまことに寥寥たるもので、ゼロに等しい。一項を立てること自体が苦心の産物であつたらう。

以上が第Ⅲ部であるが、その後の、そして最後の第Ⅳ部は北奥関係書社所蔵資料である。熊野那智大社所蔵の先達・檀那に関する売券などの文書と、藤沢の清浄光寺所蔵のいわゆる「往古の過去帳」がその内容である。題名は「熊野那智大社・藤沢清浄光寺所蔵北奥関係史料」とでもいうのが正確であろう。しかし「往古の過去帳」に関しては、本書は北奥羽関係者の記載がある箇所は、その遊行上人の一代すべてを、省略せずに採録するという方針をとっている。北奥羽関係者の記事はその中のごく一部にすぎない。

省略なしの収録によって見えてくるものについては、解題に述べられており、首肯できることである。本書の全文翻刻が、利用者にとつてありがたいものであることは確かである。大橋俊雄氏や橋俊道氏の校訂本は簡単には入手できないし、その上、本書では大橋本の「誤読」をかかぬの箇所を訂正したとのことである。それによれば、「三寮」とあつたものは「三部」の誤りで、それは糠部の「三戸」のことだという。だが本書にはまだ「三寮」という表記がかなりのこつており、他にも「一寮」「二寮」「六寮」「七中寮」という表記もある。この「寮」もみな

「部」の誤りで、それぞれ「一戸」「二戸」「六戸」「七中戸」のことなのだろうか。その辺も記しておいていただければ、有り難かったように思う。

最後に、巻末には花押・印章一覽が副えられている。花押五一点、印章八点で、意外に少ないように思われるのは、秋田家文書中の蒐集文書を除外するなどの操作の結果であろうか。

さてひとわたり本書を通覧してみても、気がついた点をいくつか、以下に記しておくことにしたい。まず本書の特徴だが、その一つは、一点一点の史料についての解説が丁寧なことだろう。文書についていうと、本文の後に、「本紙」として料紙の寸法・形状・紙質、花押の大きさ、本文との筆跡・墨色のちがいなどの書誌的な情報を記し、つぎに「註」として、文書中の人物などについての解説をする。行き届いた原本調査なくしては書けないところであり、これは特筆すべきところであろう。

そしてその上で、史料群ごとの解題がⅠ～Ⅳの部のそれぞれの最後にまとめて置かれる。これはどれも長文で、第一部の秋田家史料の場合は二段組みで六頁、わずか一巻の大般若経奥書だけの浄福寺文書についても一頁が与えられている。こうなると、解題は書誌的な解説の域をこえて、本来、通史の領域に属するはずの、当該史料から読み取れる歴史事実の評価や、当該史料を選択した編者の思いの独白にもおよぶことになる。史料集の編纂にはいろいろなスタイルがありえて、善悪はいえないが、本書はこれまでの県史・市町村史の資料編のなかでは、まれに見る饒舌な史料集にはちがいない。賛否のあるところだろう。

用字の選択も本書は独特である。通常は史料の本文は正字または常用

漢字で統一し、特殊な異体字などは必ずしもそれによらない、という原則で表記するのが普通であるように思う。それも近年では常用漢字で統一というのが増えてきているようである。

ところが本書は、凡例を見ると、「中世資料については原本を尊重し、旧字・正字や異体字（本字・古字・別体・俗字・誤字）が混在する場合でも、そのまま表記した」とのべている。これは分かりにくい。原則は通用の字体すなわち常用漢字だが、原本が正字や異体字を用いている箇所はそのまま正字や異体字を用いる、ということなのか、正字が原則だが異体字はそのまま表記するということなのか、判然としない。

そこで写真の掲載されている文書について、本書の本文の表記法を調べてみると、これは正字あるいは常用漢字という原則を立てない、というところであるらしい。一例として口絵に写真がある（天正十年）九月廿日、羽柴秀吉書状で見ると、正字と常用漢字の両方に書き分けられている漢字がある。「國」と「国」、「處」と「処」がそれである。國は原本では國の行書体で書かれているところ、国は草書体（略字）で書かれているところである。草書体を常用漢字の国で表したのである

「處」も原本では處の行書体。「処」は原本でもそのままに処と書かれている。すなわち略字である。それを本書では「處」「処」と区別して表記しているのである。原本の表記を尊重して、できるだけそれに近い字体の漢字を正字と常用漢字の中から選んで表記する、というのが原則だということになる。正字で統一する表記法を正字主義といったりすることがある。それになぞらえて本書の表記法をいえば、原本主義とでもいうことになるだろうか。

例にあげた羽柴秀吉書状はこの原則に忠実に従っているようにみえる。同じ文字を両様に表記するのだから、校正はたいへんであったと思う。だがそれで文書の字体に忠実な本文が出来るかといえば、どうだろうか。中世文書の字体はさまざまである。それを正字か常用漢字のどちらかでそのままに表記することはできない。「候」は単なる点や略字で書く場合も「候」と書く場合もある。それに対して正字でも「候」は「候」の一字しかない。

また「讠」は、右の羽柴秀吉書状ではみな三画の新字体で表記されている。この場合の「讠」は本文が略字で書かれているから、新字体にしたのだろうか。しかし「為」も略字は「ゐ」で、この羽柴秀吉書状でも原本は「ゐ」だが、活字では「爲」と正字で表記している。略字がすべて新字体というわけではない。他では新字体の「為」を用いているところもあるから、統一もしていない。

それに、この表記法はどのような意味があるのだろうか。宛所の「様」「様」の字体の選択に意味があることは、これまでもいわれてきたことで、本書の表記法が無意味だとは思わない（様については本書はあまり関心がないようだが）。しかしこの羽柴秀吉書状では、東国は「東國」とも「東国」とも書かれていて、この場合は東国、東國の書き分けにあまり意味はないようである。

飛躍するようだが、現代の活字を用いて中世文書の字体をそのまま表記するというのは、そもそも無理なことなのではあるまいか。

現今の印刷事情では、正字を原則とするというのも難しい。筆者は今の時点では、常用漢字を原則とし、常用漢字にない文字は正字、特殊な

異体字などはそのまま、あとはできるだけ多くの写真を掲載する、というのがいいのではないかと思っている。原本の姿や文字などの細かいところは写真で確かめてもらいたい、という考えである。本書がたいへん行き届いた原本調査の上で編纂されたものであることは、書き込まれた詳細な書誌情報によっても分かる。その労を多としたいが、その際、可能な限り写真撮影も行われたことであろう。細かい点は写真に譲るといふ選択も可能だったのではなからうか。

最後に些末なことようだが、本書は「資料」と「史料」の文字をどのように使い分けているのだろうか。本書の第Ⅰ部は「東北大学附属図書館所蔵秋田家史料」だが、そのあとの第Ⅱ部から第Ⅳ部までの標題は、どれも何々関係資料、何々所蔵資料である。しかしその内容はどれも古文書と系図をふくむ記録からなっていて、第Ⅰ部と違いがあるようにはみえない。もともと歴史の素材としての史料は史料の文字を使っている。「大日本史料」などは、その名のもとで金石文などもふくめて編纂している。しかし近年は考古学の発達の中で遺跡・遺物などの占める位置が大きくなってきたことから、記録の意味をもつ史をさけて、資の字を用いるようになってきたのだと思う。だから本書そのものの表題が「資料編 中世2」であるのは、やむを得ないことだと思う。しかし本書は文字史料だけなのだから、内わけの表題は「史料」という日本史研究がこれまで使っていた表記で統一してもいい、いや、そうすべきではないかと、わたしなどの老人は考えるのだが、如何であろうか。

どうも些末なことばかりで、書評とはとてもいえない代物になってしまった。文字の読み誤りはないかということも点検はしてみたが、とて

も全頁の点検は不可能だった。それにしても、そのようなことは文字通りの瑕瑾である。編者の皆さんが本書のために払われたご苦労は大変なものだったと思う。あつく謝意を表し、のこり二冊の中世資料編の刊行が恙なく進行することを願って、終わることにしたい。

〔追記〕脱稿後、石田実洋氏「史料集と字体」『古文書研究』六三号、

二〇〇七年六月）を拝見した。本稿で用字の選択についてのべたところとかかわりのある意見が展開されている。参照されたい。これを機に中世史料集編纂における用字選択についての議論が深まることを期待したい。

（A4判、七七〇頁、青森県、二〇〇五年三月、価格五八八〇円）

（おおいし・なおまさ 東北学院大学名誉教授）